

# 令和4年4月から

## 在職老齢年金の見直し

# 60歳～64歳の在職中の年金調整が 65歳以上と同じしくみになります

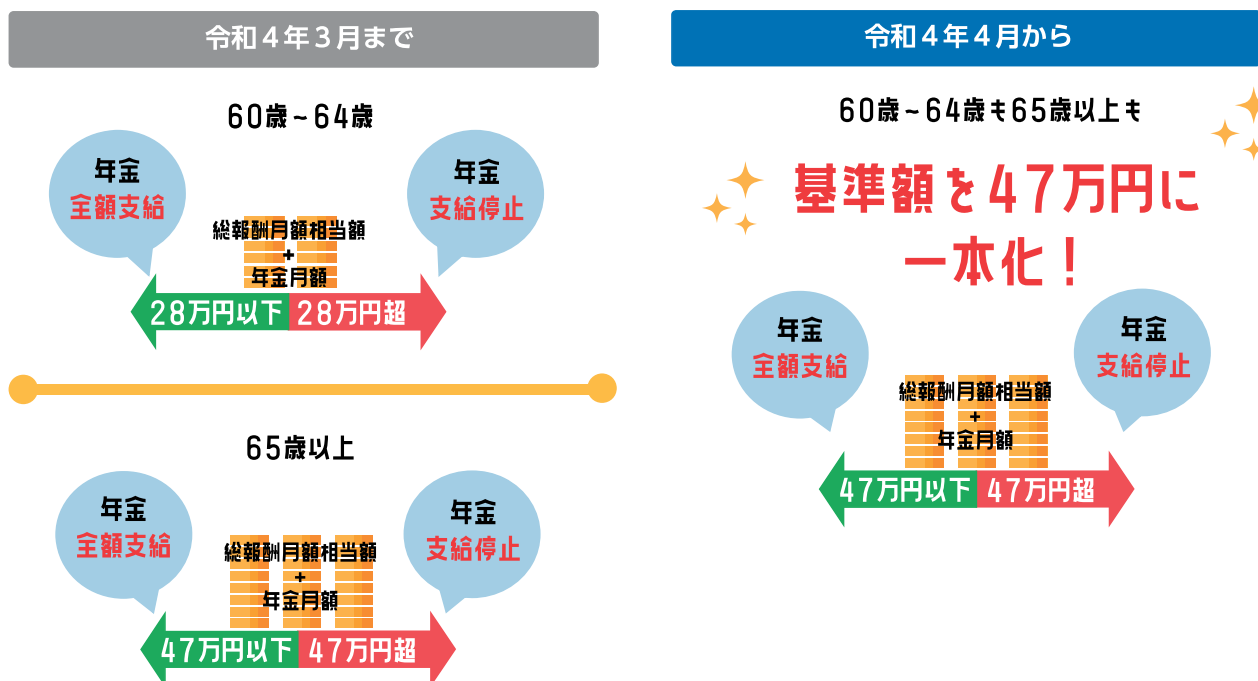
## 支給停止とならない範囲が28万円から47万円に拡大

60歳～64歳で在職中（厚生年金保険加入中）に受ける年金は、賞与込みの月収である総報酬月額相当額\*と老齢厚生年金（月額）の合計に応じて支給が停止されます。このしくみを在職老齢年金といいます。令和4年3月までは、合計した額が28万円以下だと年金は全額支給され、28万円を超えると超えた額に応じて年金が支給停止されますが、令和4年4月からは、28万円の基準が47万円に引き上げられ、65歳以上で在職中の年金調整と同じしくみになります（下図参照）。

\*「標準報酬月額+直近1年間の標準賞与額の合計額÷12」で計算した額。標準報酬月額は、基本給や手当（通勤、残業等）などの毎月の報酬額を区切りのよい幅で区分した額です。標準賞与額は年間の賞与総額（税控除前）から1,000円未満を切り捨てた額です。

※28万円、47万円は令和3年度の額です。物価と賃金の水準に応じて毎年度見直されます。

### ●改正による年金調整の違い



### FOCUS ▶▶▶ 60歳～64歳で受ける老齢厚生年金

老齢基礎年金、老齢厚生年金は原則65歳支給ですが、老齢厚生年金は60歳から段階的に支給開始年齢を引き上げているところで、支給開始年齢は生年月日および性別により異なります。60歳～64歳に受ける老齢厚生年金は、特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）といいます。

●改正前後の在職老齢年金額の変化を早見表で確認！

令和4年4月からは総報酬月額相当額と年金月額の合計が47万円以下であれば、年金は全額支給されます。47万円を超えた場合は、超えた額の半分にあたる年金額が支給停止されます。具体的にどのように変わるのか、早見表で比較してみましょう。

令和4年3月まで

総報酬月額相当額が37万円、年金月額が14万円なら、11.5万円が支給停止され受けられる年金は2.5万円になります！  
例:(37万円+14万円-28万円)÷2=11.5万円

(単位：万円)

		年金月額									
		4.0	6.0	8.0	10.0	12.0	14.0	16.0	18.0	20.0	22.0
総報酬月額相当額	22.0	4.0	6.0	7.0	8.0	9.0	10.0	11.0	12.0	13.0	14.0
	25.0	3.5	4.5	5.5	6.5	7.5	8.5	9.5	10.5	11.5	12.5
	28.0	2.0	3.0	4.0	5.0	6.0	7.0	8.0	9.0	10.0	11.0
	31.0	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5	7.5	8.5	9.5
	34.0	0.0	0.0	1.0	2.0	3.0	4.0	5.0	6.0	7.0	8.0
	37.0	0.0	0.0	0.0	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5
	40.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	2.0	3.0	4.0	5.0
	43.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	1.5	2.5	3.5

総報酬月額相当額と年金月額を合わせた金額が28万円を超えると、額に応じて停止される年金額も大きくなります。

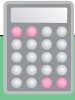
令和4年4月から

支給停止されない範囲が47万円まで広がると、年金が全額支給される範囲も大きくなります。

(単位：万円)

		年金月額									
		4.0	6.0	8.0	10.0	12.0	14.0	16.0	18.0	20.0	22.0
総報酬月額相当額	22.0	4.0	6.0	8.0	10.0	12.0	14.0	16.0	18.0	20.0	22.0
	25.0	4.0	6.0	8.0	10.0	12.0	14.0	16.0	18.0	20.0	22.0
	28.0	4.0	6.0	8.0	10.0	12.0	14.0	16.0	18.0	19.5	20.5
	31.0	4.0	6.0	8.0	10.0	12.0	14.0	16.0	17.0	18.0	19.0
	34.0	4.0	6.0	8.0	10.0	12.0	13.5	14.5	15.5	16.5	17.5
	37.0	4.0	6.0	8.0	10.0	11.0	12.0	13.0	14.0	15.0	16.0
	40.0	4.0	6.0	7.5	8.5	9.5	10.5	11.5	12.5	13.5	14.5
	43.0	4.0	5.0	6.0	7.0	8.0	9.0	10.0	11.0	12.0	13.0

47万円を超えても、超えた額の半分の年金額が支給停止されるだけなんです。  
例:(37万円+14万円-47万円)÷2=2万円



## ケーススタディ

### 新しいしくみが適用されるのはいつから？ 受けている年金は具体的にどう変わる？

働きながら年金を受けています。給与収入があるため、年金は一部支給停止されています。新しいしくみが適用されるとどうなるのでしょうか。



Yさん

昭和34年4月2日生まれ的女性。標準報酬月額24万円、賞与（年間）60万円＝総報酬月額相当額29万円

61歳から受けている老齢厚生年金額は96万円（月額8万円）

#### 令和4年3月までは改正前のしくみで調整

61歳から年金を受けているYさんは、令和4年3月までは以下の方法で計算した年金額を受けます。

○総報酬月額相当額29万円＋年金月額8万円＝37万円

○ $(37万円 - 28万円) \div 2 = 4.5万円$ （支給停止額）

➡令和4年3月までの年金月額 8万円－4.5万円＝3.5万円

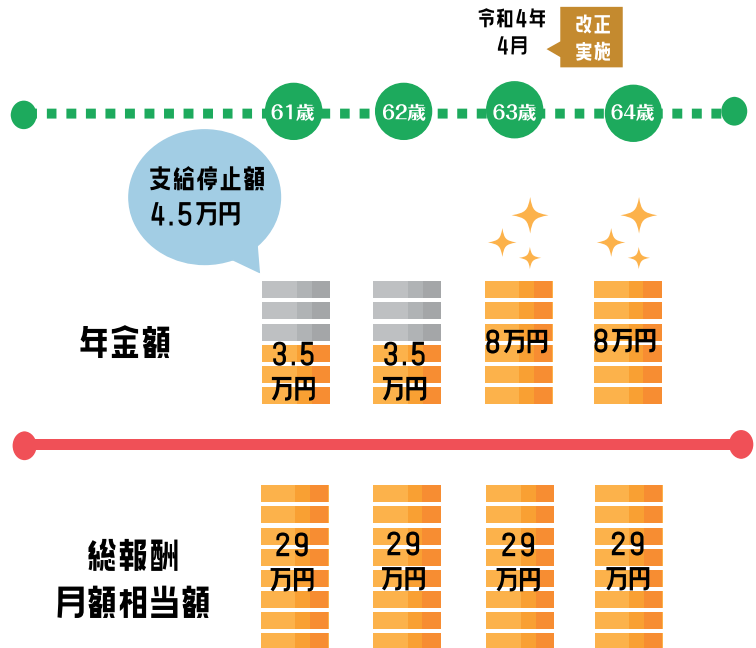
#### 新しいしくみでは本来の年金額を全額支給

令和4年4月からは、新しい年金調整のしくみが適用されます。具体的には、在職中は以下の方法で計算された年金額を受けます。

○総報酬月額相当額29万円＋年金月額8万円＝37万円

➡令和4年4月からの年金月額 8万円  
(47万円を超えないため全額支給)

#### ●改正前後での在職老齢年金の違い



新しいしくみだと、  
Yさんは63歳から  
年金が  
**全額支給**となります

#### FOCUS ▶▶▶

#### 給与改定と支給停止額

支給停止額は月ごとに計算されます。そのため、給与改定や賞与支給の有無などで総報酬月額相当額の増減がある場合は、支給停止額も変わることがあります。

# 令和4年4月から

在職定時改定の導入（65歳以上の老齢厚生年金）

## 働き続けるとその分だけ年金額が 毎年増えます

「毎年」なのがポイントです！

働いて保険料を納める期間が長ければ、将来受けられる年金額も多くなる厚生年金保険。できるだけ長く働いて年金額を増やしたいものですが、これまでは年金を受けながら65歳以降も働いて保険料を納め続けた場合、退職するか70歳になるまでその分が年金額に反映されませんでした。令和4年4月からは、保険料を納めた期間分を反映して改定されることになり、毎年年金額が増えていきます。

### ●70歳まで働き続けた場合のイメージ



加入期間が年金額にどう反映されるか退職時だけでなく、毎年わかるようになります。



### FOCUS ▶▶▶ 在職定時改定

これまでの年金額改定のスタイルは「退職時改定」、新たに導入されるしくみは「在職定時改定」といわれます。在職定時改定は、年に一度9月1日を基準日として直近1年間の標準報酬額を反映して年金額が計算し直され、10月分から改定された年金額が受けられます。なお、65歳になった1年以内の場合は65歳になってからの期間で計算します。

在職中に70歳になり厚生年金保険に加入しなくなった場合は、次の基準日である9月1日を待たずに年金額が計算し直されます。